

岩手県告示第180号

岩手県保健医療表彰実施要綱（昭和49年岩手県告示第1524号）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年3月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1 この要綱は、岩手県表彰規程（昭和26年岩手県告示第115号）第6条の規定に基づき、保健医療に関する<u>功労者</u>の表彰の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(表彰対象)</p> <p>第2 表彰は、次の各号のいずれかに該当する<u>者</u>について行う。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1 この要綱は、岩手県表彰規程（昭和26年岩手県告示第115号）第6条の規定に基づき、保健医療に関する<u>功労があったもの</u>の表彰の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(表彰対象)</p> <p>第2 表彰は、次の各号のいずれかに該当する<u>もの</u>について行う。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) 永年にわたり救急医療体制の充実のための対策を推進し、その功績が顕著な団体</u></p> <p><u>(5) 永年にわたり救急医療に従事した医師、看護師その他の医療従事者で他の模範となるもの</u></p> <p><u>(6) 永年にわたり介護老人保健施設の業務に従事し、その功績が顕著な者</u></p> <p><u>(7) [略]</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	